

主な指摘事項【訪問看護・介護予防訪問看護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	契約書及び重要事項説明書(以下、契約書等)について、下記の点につき追記・修正を行うこと。 今後については、修正等を行った契約書等に同意を得ること。すでに同意を得た利用者について修正等があることを説明し同意を得ること。 ・従業者の職種、員数、職務内容及び勤務体制について記載すること。 ・指定訪問看護の内容について記載すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 ・指定訪問看護の利用料金その他の費用の額について記載すること。 ・通常の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する場合の交通費等の金額について記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・苦情に対する相談窓口について、事業所の窓口のみではなく国民健康保険団体連合会及び保険者についても記載すること。 ・契約書等に同意日及び利用者又はその家族の署名を記載する箇所がなく、指定訪問看護の提供について説明・同意を得ているか不明確であった。については、契約書等に同意日欄や署名欄を追加する等して、その事実を明らかにすること。	4件
運営	緊急時等の対応	・現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に必要に対応を行うため、その措置等を定めた緊急時対応マニュアルを整備すること。	2件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、変更届についても提出すること。 ・従業者の職種、員数及び職務の内容について記載すること。 ・休業日について、実際の休業日との間で齟齬が見られたため、実際の休業日を記載すること。 ・指定訪問看護の利用料金その他の費用の額について記載すること。 ・サービス提供の実施地域について、実際の実施地域との間で齟齬が見られたため、実際の実施地域を記載すること。	2件
運営	勤務体制の確保等	・看護師等の資質の向上のため、研修への参加の機会を計画的に確保すること。 ・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること(ハラスメント)を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	2件
運営	秘密保持等	・すべての従業者について、利用者又はその家族の秘密保持等にかかる誓約書を徴していないため、漏れなく徴して事業所に保管しておくこと。	2件
運営	広告	・事業所で作成された広告について、実際の休業日との間に齟齬があるため、現状に則した広告を使用すること。	1件
運営	苦情処理	・利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情対応に関するマニュアル及び記録様式等を整備し、定期的に従業者に周知させること。	2件
運営	事故発生時の対応	・事故が発生した場合(ヒヤリハットを含む)に、当該事実の報告及びその分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。	2件
運営	運営基準	・すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年2回以上実施し、その記録を保管すること。	4件
介護給付費の算定及び取扱い	サービス提供体制強化加算(I)	・サービス提供体制強化加算(I)の算定については、全ての看護師等に対し、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定すること。	1件

計22件